

「みやぎ食と農の県民条例」の改正案に対する 御意見（パブリックコメント）の募集について

みやぎ食と農の県民条例は、本県における食・農業・農村の振興方策等について明らかにし、県民をはじめ関係者の理解の下、振興を図るための条例として、全国で2番目となる平成12年7月に議員提案により制定されました。

本条例の制定から20年以上が経過しましたが、その間、実質的な見直しはなされておらず食料の安定供給に関するリスクの高まりや、海外の市場の拡大等、我が県の農業を取り巻く情勢の変化に即した対応が必要と考えております。

このことを踏まえ、宮城県議会では、本条例の改正（見直し）を検討しております。

つきましては、この条例改正案に対し、広く県民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 御意見を募集する案の名称

みやぎ食と農の県民条例改正案

2 公表する関係資料

みやぎ食と農の県民条例改正案の概要

みやぎ食と農の県民条例改正案（新旧対照表）

みやぎ食と農の県民条例改正案（全文）

3 関係資料の公表場所

宮城県議会ウェブサイト

(https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/public_comment_20241122.html)

宮城県議会図書室（議会庁舎1階）

県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階）

県政情報コーナー（地域事務所を含む各地方振興事務所内・仙台を除く。）



4 御意見の提出方法及び提出先

次のうちいずれかの方法により提出してください。

(1) オンライン（みやぎ電子申請サービス）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1731632796105>



(2) 電子メール

メールアドレス：gtyosah@pref.miyagi.lg.jp

※ 件名に「みやぎ食と農の県民条例改正案に対する意見」と記載してください。

(3) 郵送

〒980-8570 宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班

※ 県庁専用の郵便番号につき、住所記載不要です。

※ 封筒に「みやぎ食と農の県民条例改正案に対する意見」と記載してください。

(4) ファクシミリ

ファクシミリ番号：022-211-3598

※ 1枚目等に「みやぎ食と農の県民条例改正案に対する意見」と記載してください。

5 御意見の募集期間

令和6年11月22日（金）から令和6年12月23日（月）まで

なお、郵便については、当日消印有効です。

6 御意見提出時の留意事項

(1) 御意見を提出する様式は自由ですが、日本語に限ります。

(2) 御意見提出に当たっては、住所・氏名（法人又は団体の場合はその名称及び代表者の氏名）・電話番号を必ずお書きください。

(3) お電話による意見提出は受けませんので御了承ください。

7 御意見の取扱い

(1) お寄せいただいた御意見については、その概要を取りまとめ、これに対する県議会の考え方を、「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

(2) お寄せいただいた御意見のうち、賛否のみの表明に係るもの及び条例骨子案に関連のないものについては、県議会の考え方を公表しないことがあります。

(3) お寄せいただいた個々の御意見に対し直接の回答はいたしませんので御了承ください。

(4) 御意見を提出された方の氏名（法人又は団体にあつてはその名称）やその他属性に関する情報については、御意見の内容について確認を行いたい場合などに利用するものであり、他の目的に利用するものではありません。

8 今後の予定

お寄せいただいた御意見を参考にして条例改正案について検討し、成案を上記「3 関係資料の公表場所」と同じ場所で公表する予定です。

9 お問い合わせ先

宮城県議会事務局 政務調査課 政策法令班

電話番号：022-211-3593（直通）

メールアドレス：gtyosah@pref.miyagi.lg.jp

※ お電話でのお問い合わせは、月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いいたします。